

令和8年度「地産地消型P P A（群馬モデル）」電力供給先事業者募集 公募型プロポーザル募集要項

この要項は、群馬県企業局（以下「企業局」という。）所有の水力発電所における発電電力の供給先事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等必要な事項を定めるものである。

1 件名

「地産地消型P P A（群馬モデル）」電力供給先事業者募集

2 事業概要

電力の地産地消を推進することを目的として、企業局所有の水力発電所における発電電力とその非化石価値を、群馬県内に位置する高圧又は特別高圧の受電施設を有する事業者へ小売電気事業者を通して供給する。供給者となる小売電気事業者（以下「指定小売業者」という。）は、令和8年11月下旬を目途に決定する予定である。

具体的な電力の供給については、本公募により電力供給先事業者として選定された事業者と指定小売業者との協議を踏まえた両者による電力需給契約により決定することとなるが、本事業による電力供給については、以下のとおりである。

- （１）供給される電力は企業局所有の水力発電所から発生した電力の一部である。ただし、需給調整等の都合で指定小売業者が調達した他の電源種からの電力を合わせて供給する場合がある。
- （２）水力発電が持つ非化石価値（非化石証書（再エネ指定））については、（１）の電力とともに供給されるため、供給される電力は実質再エネ100％となる。ただし、企業局からの供給電力が年度単位で不足した場合の不足分や、電力供給先事業者の使用電力が供給予定量を超過した場合の超過分などは、本事業の対象外となる。

なお、本事業は、電力の地産地消の更なる推進のため、令和9年度以降も継続して電力供給先事業者の募集を予定している。

3 応募資格要件

公募型プロポーザルに応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （２）群馬県企業局財務規程（昭和39年企業管理規定第5号）第132条の32第3項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
- （３）暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- （４）参加申込書提出期限（令和8年7月10日）の時点で、電力需要が発生している施設等への電力供給であること。

4 契約電力量等制限

供給地点は、群馬県内に位置する高圧又は特別高圧で電力の供給を受ける施設（ただし、国及び地方公共団体の施設を除く。）とし、施設に供給される電力全てを対象とする。ただし、各供給電力量合計は、1事業者あたり年間最大60,000,000kWh以内とする。

なお、本件による供給電力量合計を年間150,000,000kWhから180,000,000kWh程度で計画していることから、応募の状況等によっては、供給電力量の調整のため、供給地点の絞り込みについて協議を行う場合がある。

5 履行期間

令和9年4月1日 0時～令和12年3月31日 24時

6 参加申込書の作成・提出

本公募に参加希望の者は、以下の書類を提出期限までに提出すること。なお、事業所及び営業所等が複数ある法人の場合は、法人単位で申込書を作成・提出すること。

（1）提出書類（群馬県競争入札参加資格者は、エ・オ・カ・キの資料は提出不要）

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 応募参加資格確認資料（様式第2号）

ウ 年度別希望供給電力量（様式第3号）

※希望供給電力量は、参加申込書提出期限の時点で、電力需要が発生している施設等に対するものとし、過去実績を基に希望供給電力量を算出すること。

※各年度の希望供給電力量は、3年間の希望供給電力量の平均値との乖離が30%未満となるような値とすること。（30%以上の乖離がある場合は、参加資格がないものとする。）

エ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書：写し）

※過去3か月以内に発行されたもの

オ 財務諸表（直近3会計年度分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）

カ 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）

キ 納税証明書（行政県税事務所発行の様式第45号の3（完納証明書）：写し）

※過去3か月以内に発行されたもの

（2）提出期限：令和8年7月10日（金）16時

（3）提出先：群馬県企業局発電課

（4）提出方法：電子メール（提出先：khatsuden@pref.gunma.lg.jp）

7 質問・回答

本公募に対する質問がある場合には、書面（様式任意）により提出期限までに提出すること。なお、質問した者への回答は電子メールにて行うとともに、質問内容について県ホームページにて公表する。

- （１）提出期限：令和８年６月12日（金）16時
- （２）提出先：群馬県企業局発電課
- （３）提出方法：電子メール（提出先：khatsuden@pref.gunma.lg.jp）

8 参加資格の通知

参加申込に係る提出書類に基づく参加資格の確認結果については、参加申込者に対し令和８年７月17日（金）16時までに電子メールにて通知する。

なお、参加申込書を提出してから提案書を提出するまでの間に、本公募への参加を辞退する場合には、参加申込辞退届（様式第７号）を提出すること。

9 提案書の提出

参加資格を有すると通知された者は、以下の書類を提出期限までに提出すること。

（１）提出書類

ア 提案書（様式第５号の１及び様式第５号の２：エクセルファイル）

イ 供給地点リスト表（様式第６号：エクセルファイル）

ウ 各供給地点の契約電力等が確認できる書類

（請求書の写し等、契約名義、契約電力、力率が確認できる書類とする）

エ 令和７年度における30分値の供給電力量実績（１年分）

（様式任意：エクセルファイル）

※新設した施設等で令和７年度における１年分の供給電力量実績が存在しない場合

は、操業開始後の供給電力量実績等を基に算出した予測値でも可とするが、根拠となる資料（操業開始後の30分値の供給電力量実績、施設の主要な設備一覧及び操業パターン、類似する施設の実績等）を併せて提出すること

オ 太陽光発電等にかかる系統連系申込みに関する資料

（エの値に、新規で設置した太陽光発電等の電力量が反映されていない場合は、日負荷曲線データ及び太陽光発電計画書等）

カ 関連会社に関する資料

（関連会社の取組を提案した場合、参加申込者との関係性、出資比率が分かる資料）

（２）提出期限：令和８年７月31日（金）16時

（３）提出先：群馬県企業局発電課

（４）提出方法：電子メール（提出先：khatsuden@pref.gunma.lg.jp）

10 企画提案を求める具体的項目及び配点

以下の（１）から（５）について提案すること。なお、（２）から（５）については、関連

会社の取組等についても記載してよいが、その場合は、関連会社名及び関連会社の取組であることを明記し、出資比率を記載すること。

(1) 電力買受け希望価格 (50点)

令和9年4月1日から令和12年3月31日における希望供給電力量に対し、許容できる電力料金総額を提案すること。なお、希望価格には消費税及び地方消費税、再生可能エネルギー賦課金、予備電源及び予備線に係る費用は含まないものとする。

なお、電力料金総額を希望供給電力量総量で除した割返単価が、企業局にて設定した基準価格（非公表）を下回った場合は、失格とする。

(2) 再生可能エネルギー電力を求める理由 (15点)

ア 再生可能エネルギー電力を求める理由について

(3) 地球温暖化対策の取組実績及び今後の計画 (10点)

ア 取組実績について

イ 今後3年間の計画について

(4) 地域貢献に関する取組実績 (10点)

ア 県内経済活性化に資する取組実績について

イ 地域社会と連携した取組実績について

(5) 企業局PRに関する取組実績及び今後の活動計画 (15点)

ア 企業局の認知度向上に資する取組実績及び活動計画（今後3年間の計画）について

11 電力供給先事業者の決定

提出された提案書をもとに企業局において審査基準に従い審査を行い、審査結果を参加申込者に対し令和8年8月21日（金）までに電子メールにて通知する。電力供給先事業者として選定された事業者については、併せて担当者あて電話にて連絡する。なお、やむを得ない理由で辞退者が発生した場合には、追加の電力供給先事業者を選定する場合がある。

12 提案書提出後の辞退

提案書提出後に辞退することは原則認められない。

なお、やむを得ない理由で提案書提出後に辞退した場合には、令和12年3月31日まで、企業局の公告する同種の公募及び入札に参加することできない。

13 供給施設への供給方法等

(1) 指定小売業者の選定

企業局所有の水力発電所における発電電力とその非化石価値の供給については、別途、企業局にて選定する指定小売業者を介して行われる。

なお、指定小売業者が選定されなかった場合には、地産地消型PPA（群馬モデル）電力供給に関する協定は破棄されるものとする。

(2) 供給施設への電力料金及びその構成

供給施設への電力料金及びその構成等については、10（1）にて提案された買受け希望

価格を契約単価とすることを原則として、電力供給先事業者と指定小売業者との電力需給契約により決定することとする。なお、契約の際には、消費税及び地方消費税、再生可能エネルギー賦課金が加算される。また、予備電源及び予備線の契約を必要とする場合には、それらも加算対象となる。

(3) 供給施設への電力供給

供給施設へ供給される電力は、企業局所有の水力発電所から発生した電力の一部である。状況により水力発電所からの電力に対して供給施設で使用する電力が上回る場合があるため、その際は指定小売業者が調達した電源種が限定されない電力を合わせて供給する。

(4) 非化石価値の供給

水力発電が持つ非化石価値については、非化石証書（再エネ指定）として（3）の電力とともに供給される。よって、供給される電力は実質再エネ100%の電力となる。非化石証書（再エネ指定）は電力の供給から約3か月後の発行となるため、各年度の電力の供給期間（4月～翌年3月）に対し、非化石価値の期間は当該年1月～12月となる。そのため、初年度については、非化石価値の期間は4月から12月となる。電力と非化石価値の時期のずれ等により電力に対して非化石価値が不足した場合は、指定小売業者が別途調達する非化石証書（再エネ指定）により不足した分を補うこととする。

(5) 対象外

企業局からの供給電力が年度単位で不足した場合の不足分や、電力供給先事業者の使用電力が供給予定量を超過した場合の超過分などは、本事業の対象外となり、その扱い等については、電力供給先事業者と指定小売業者との電力需給契約に委ねることとする。

14 企業局及び指定小売業者との契約等

(1) 地産地消型P P A（群馬モデル）電力供給に関する協定

電力供給先事業者として選定された事業者（以下「最終決定者」という。）は、企業局と速やかに「地産地消型P P A（群馬モデル）電力供給に関する協定書（案）」をもとに協議のうえ、電力供給に関する協定を締結しなければならない。

- ・相手方：群馬県企業管理者 成田 正士
- ・期間：締結日～令和12年3月31日

(2) 指定小売業者との電力需給契約

最終決定者は、10（1）にて提案された買受け希望価格を契約単価とすることを原則として、企業局にて選定した指定小売業者と電力料金及びその構成等について協議を行い、指定小売業者を相手方とする電力需給契約書を締結すること。

なお、最終決定者は、当該協議にて電力需給契約の締結が不合理と判断した場合には、先に締結した「地産地消型P P A（群馬モデル）電力供給に関する協定」を解約することができる。ただし、この場合、令和12年3月31日までは、企業局の公告する同種の公募及び入札に参加することはできない。

(3) 証書の交付

最終決定者が、企業局との協定締結及び企業局にて選定した指定小売業者との電力需給契約を締結後、企業局から最終決定者に対して、地産地消型再生可能エネルギー電力の供

給先であることを証した「地産地消型PPA（群馬モデル）証書（仮）」を交付する。

15 企画提案等に係る年度計画及び実績報告

最終決定者は、企画提案書に記載された「地球温暖化対策の今後の計画」及び「企業局PRに関する今後の活動計画」に係る年度計画書（協定様式第5条第1項関係）を、各事業年度開始の月の末日までに提出すること。また、その実績等について、実績報告書（協定様式第5条第3項関係）を各事業年度終了後2か月以内に提出すること。

16 問合せ先

群馬県企業局発電課 契約管理係

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁27階

電話：027-226-3972

E-mail：khatsuden@pref.gunma.lg.jp

※問合せは原則メールとする。

審査項目

項目		審査の観点	配点
(1) 電力買受け希望 価格	高圧又は特別高 圧	希望電気料金総額／希望電力量総量＝ 円／kWh (3 年間ににおける総額及び総量にて算出する) ※本項目は定量的に決定する。	50 点
(2) 再生可能エネル ギー電力を求め る理由	再生可能エネル ギー電力を求め る理由について	再生可能エネルギー電力を求める具体的な理由・目 的があるか 地産地消型 PPA（群馬モデル）に応募した明確な理 由・目的があるか	15 点
(3) 地球温暖化対策 の取組実績及び 今後の計画	ア 取組実績につい て	地球温暖化対策に資する設備の導入実績があるか	5 点
		地球温暖化対策の取組実績があるか	
	イ 今後 3 年間の計 画について	地球温暖化対策に資する設備の導入計画があるか	5 点
		地球温暖化対策の具体的な取組が盛り込まれている か 数値目標・ロードマップ等の記載はあるか	
(4) 地域貢献に関す る取組実績	ア 県内経済活性化 に資する取組実 績について	県内企業との取引実績があるか	5 点
		地域経済の活性化につながる取組実績があるか	
		本社、本社機能、主要拠点を群馬県に有しているか	
	イ 地域社会と連携 した取組実績に ついて	地域社会の課題を把握しているか	5 点
		地域社会・地域活動への貢献に関する取組実績があ るか 周辺自治体との連携した取組実績があるか	
(5) 企業局 P R に関 する取組実績及 び今後の活動計 画	ア 企業局の認知度 向上に資する取 組実績及び活動 計画（今後 3 年 間の計画）につ いて	企業局の PR に資する取組実績があるか 企業局のイメージアップにつながる PR 活動であるか 広く一般に向けた PR 活動となっているか	15 点

※同点の場合は、(1) の点数が高い事業者を上位とする。

※(1) で企業局にて設定した基準価格（非公表）を下回った場合は失格とする。